

高尾599ミュージアムの次期指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

高尾599ミュージアムは、平成27年の開館以来、指定管理者制度により管理運営を行い、市民の知識の向上、人々の交流、地域の賑わいの創出に寄与するという施設の目的を、統一したデザインコンセプトを守りながら運営すること等により一定の評価を頂き、令和7年8月には10周年を迎えました。

次の指定管理期間における指定管理者の選定を令和9年度に予定していることから、これまで培ったものを活かしつつ、次のステップに向けてより魅力的な事業展開を行い、収益性の向上も実現した持続可能な施設として、また観光地域づくりの拠点として発展していくため、自由かつ創意に富んだご意見・ご提案を幅広く募集し、今後の制度設計や施設運営の参考とさせていただきます。併せて、より多くの民間事業者等が参入しやすい公募条件についてもご意見・ご提案をいただきたいと考えております。

2 対象施設の概要

施設名	高尾599ミュージアム（タカオゴーキューキューミュージアム）
所在地	東京都八王子市高尾町2435番3
施設の目的	高尾山を中心とした豊かな自然及び歴史に関する展示等を通じて、市民の自然及び歴史に関する知識の向上に資するとともに、人々の交流と地域のにぎわいの創出に寄与すること。
開館	平成27年8月11日（令和7年5月 来館者累計300万人）
敷地面積	6310.63平方メートル ただし、管理区域の面積は、高尾森林ふれあい推進センター建物及び付帯設備を除く
建物の構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建 建築面積1260.45平方メートル 延床面積1441.67平方メートル
施設の内容	詳細は末尾記載の参考資料を参照してください。

3 主な対話項目

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、自由かつ創意に富んだご意見・ご提案をお願いいたします。対話の際には、項目に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市、または参加者からの質疑応答を行う形式で対話を実施します。

※一部、ご意見・ご提案をいただけない項目・内容があっても構いません。

- (1) 民間事業者等から見た対象施設の課題やポテンシャル
- (2) 民間ノウハウを活用した市民サービスの向上や効果的・効率的な施設運営に関すること
 - ・施設の来館者数増加のための取組
 - ・対象施設の価値向上につながる取組
 - ・都内唯一の日本遺産である高尾山をはじめ、地域全体の価値向上につながる提案
 - ・市の財政負担の縮減に資する事業手法の提案
 - ・高尾山麓駐車場、高尾山ふもと公園等、近隣の市の施設を活用した事業提案や、連携または包括的な管理・運営の可能性(施設の詳細は末尾記載の参考資料を参照)
- (3) 10年先を見据えた施設運営
 - ・高尾地区の観光地域づくりを推進する主体となりうる取組みの可能性
- (4) 対象施設の公募条件に関すること(詳細は末尾記載の参考資料を参照)
 - ・参入しやすい公募条件(応募資格、仕様書、審査・公募方法など)

- ・指定管理期間に関すること
 - ・八王子市指定管理者制度ガイドライン第5章「募集」の中で参入に当たり、課題と感ずる事項
- (5)対象施設の指定管理への参加意欲

4 参加対象者

- ・対象施設の指定管理者として管理運営を行うことに関心のある民間事業者等(法人、その他の団体、またはそのグループ)
- ・施設の一部運営(カフェ含む)や管理に関心のある民間事業者等(法人またはその他の団体、または企業等のグループ)
- ・対象施設を活用した事業に関心のある民間事業者等(法人またはその他の団体、またはそのグループ)

5 スケジュール・参加手続き

内 容	日 程
実施要領の公表	令和7年8月25日(月)
現地見学会・説明会の開催	令和7年9月10日(水) 午後2時から午後3時30分(予定) 場所:高尾 599 ミュージアム 2階 交流施設 ※参加申込期限:令和7年9月8日(月)正午
対話参加の申込期限	令和7年10月1日(水)正午
資料提出期限	令和7年10月15日(水)正午
対話の実施	令和7年10月28日(火)から 31日(金)のうち 1 時間程度(参加企業ごと) 場所:八王子市役所 5 階 501会議室
結果の公表	令和8年1月(予定)

(1) 現地見学会・説明会の開催【参加任意】

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、現地見学会・説明会申込書(様式 1)に必要事項を記載し、E メールへ添付の上、申込期限までに下記申込先へお申し込みください。

【申 込 先】八王子市産業振興部観光課 (b091400@city.hachioji.tokyo.jp)

【申込期限】令和7年9月8日(月)正午

※参加人数は一事業者等あたり 4 名までとします。

※事前説明会への出席は、対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【599 見学会・説明会申込】(事業者等名)」としてください。

(2) 対話参加の申込み

エントリーシート(様式 2)に必要事項を記載し、申込期限までに上記申込先へお申込みください。

【申込期限】令和7年10月1日(水)正午

【提出方法】Eメールへ添付し送付してください。

※参加人数は一事業者等あたり 4 名までとします。

※Eメールの件名は「【599 対話申込】(事業者等名)」としてください。

(3) 資料提出

提出期限までに上記申込先へ提出をお願いします(「提案シート」(様式3)及び、必要に応じて提案資料、補足資料など一式)。なお、提出書類は返却いたしません。

【提出期限】令和7年10月15日(水)正午

【提出方法】Eメールへ添付、郵送、持参 いずれかの方法

※Eメールで提出する場合、件名は「【599 資料提出】(事業者等名)」としてください。

(4) 対話の実施

対話は個別に実施いたします。

対話当日、対話資料(「提案シート」(様式 3)及び、提案資料、補足資料など)をご持参ください。部数は、別途ご連絡します。なお、提出書類は返却いたしません。

対話の日程は、対話参加の申込み後、ご連絡いたします。

【場 所】八王子市役所 5階 501会議室

【対話内容】「3 主な対話項目」を参照

6 留意事項

(1) 参加及び対話内容の扱い

本調査(対話)への参加実績は、今後、事業者公募を実施する場合における評価の対象とはなりません。また、対話の内容は指定管理署の公募方法や施設の管理運営方法の検討の際参考としますが、必ずしも反映されるものではありません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加に関する費用は全て民間事業者等の負担とします。

(3) 追加の対話への協力

必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を行うことがあります。その際にはご協力をお願いします。

(4) 提供する情報の取り扱い

対話に関して市から提供する情報や、本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

(5) 実施結果の公表

対話の実施結果については、市ホームページ等で公表します。公表にあたっては、事前に参加された民間事業者等に内容の確認を行います。参加される民間事業者等の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。

(6) 参加除外条件・その他

次のいずれかに該当する団体は参加できません。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ②暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体
- ③その代表者(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である団体
- ④市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不利益を得るために連合した者
- ⑤複数の団体がグループを構成して提案する場合は、代表者を定めて提案する必要があります。この

場合、グループ構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で提案することきません。また、構成員のいずれかが上記①から④に該当する場合は、提案できません。

7 問い合わせ先

連絡先：八王子市産業振興部観光課
担当：堀・相原・三柴
所在地：八王子市元本郷町 3-24-1
電話番号：042-620-7378
F A X：042-627-5951
E m a i l：b091400@city.hachioji.tokyo.jp

<参考資料>

【高尾599ミュージアム】

<高尾 599 ミュージアム(市 HP)>

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p003221.html>

<高尾 599 ミュージアム(管理者管理者 HP)>

<https://www.takao599museum.jp/>

・八王子市高尾 599 ミュージアム条例 pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599jourei.pdf

・八王子市高尾 599 ミュージアム条例施行規則 pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599joureisekoukisoku.pdf

・高尾599ミュージアム1階平面図pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599_1f_heimenzu.pdf

・高尾599ミュージアム2階平面図pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599_2f_heimenzu.pdf

・高尾599ミュージアム外構図pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599gaikouzu.pdf

・高尾599ミュージアム展示配置概要図pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599tenjihaichi.pdf

・高尾599ミュージアム指定管理者募集要項(令和 5～9 年度)pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599boshu5-9.pdf

・高尾599ミュージアム指定管理要求水準書(令和 5～9 年度)pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/599youkyu5-9.pdf

・管理運営状況資料(令和 5 年度(2023 年度)主要な施策の成果・事務報告書の抜粋)pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/R5shuyounasesakubassui.pdf

【近隣の市の施設】

<高尾山ふもと公園(市 HP)>

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/009/p030923.html>

・高尾山ふもと公園平面図 pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/fumotopark.pdf

<高尾山麓駐車場(市 HP)>

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/001/005/p006857.html>

<市内の観光案内所 むささびハウス(高尾山口観光案内所)(市 HP)>

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/001/001/p003420.html>

【指定管理制度について】

・八王子市指定管理者制度ガイドライン pdf

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kankobunka/006/p035917_d/fil/shiteikanri.pdf

<指定管理制度について(市 HP)>

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/005/001/p009941.html>